

5 地方公営企業の今後の課題等

(決算概況)

平成 20 年度における本県の市町村公営企業の事業数は、事業の廃止等により前年度に比べ 3 事業減少したほか、地方公営企業に従事する職員の数も 174 人減少するなど組織のスリム化が進んでいる状況にある。

また、決算規模は、主に公的資金補償金免除繰上償還の影響により前年度に比べ 0.4%の増加となったが、建設投資額・企業債現在高・他会計等繰入金については、それぞれ前年度に比べ減少している。

(今後の課題)

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠である。

特に、平成 21 年 4 月から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号。)が全面施行され、資金不足比率の算定及び公表に加え、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業について経営健全化計画の策定が義務づけられたこと、また、「債務調整等に関する調査研究会報告書」において、公営企業について第三セクター等に準じた改革の必要性が指摘されたこと等、公営企業の抜本改革の要請が益々高まっている。

さらには、平成 21 年 12 月にまとめられた「地方公営企業会計制度研究会報告書」において、借入資本金制度やみなし償却制度といった地方公営企業独自の会計制度を見直し、現行の企業会計原則に準じた会計制度に改正することが必要とされるなど、経営の透明性を一層向上させることが求められている。

これらを踏まえ、公営企業の事業の意義及び必要性、指定管理者制度や民間委託等の導入等の事業手法の選択について再度十分検討するとともに、地方公営企業法を適用していない公営企業については、同法の全部又は財務規定等の適用を積極的に検討するなど、公営企業の抜本改革に集中的に取り組むことが必要である。

また、公営企業の経営に当たっては、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが極めて重要であることを踏まえ、「経営計画」を策定し、これに基づいて経営を行うことが求められる。

なお、経営改革にあたっては、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 21 年 7 月 8 日付け総務省自治財政局公営企業課長他通知。)等を活用されたい。